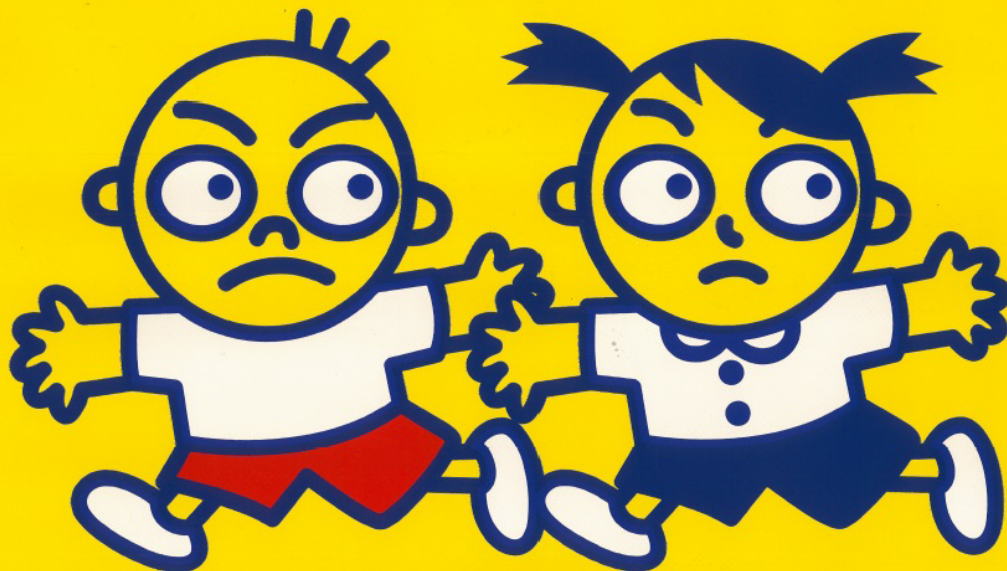


こども110番の家



河合町教育委員会・PTA連合会 河合町青少年健全育成連絡会 西和警察署

活動マニュアル

こどもたちを犯罪被害から守るために

「こども 110 番の家」とは？

「こども 110 番の家」とは、不審者(犯人)から逃れるため、協力家庭・商店・事務所などに駆け込んできたこどもたちの安全を確保する場所です。

河合町では、小学校PTAが活動の主体となっています。

奈良県においても、たくさんの「こども 110 番の家」が設置され、こどもの安全を守る活動をしていただいております。

「こども 110 番の家」の必要性

最近の社会情勢の変化に伴い、都市化現象や住民の意識の変化が進み、地域内での連帯意識が希薄化し、地域における犯罪抑止機能が低下しています。

こどもたちを犯罪の被害から守るためには、警察はもとより、地域住民・学校関係者・各種ボランティアの方々が連携して、こどもたちが安全に暮らせる環境作りを推進し、地域社会でこどもたちを守る必要があります。

「こども 110 番の家」の役割

こどもたちが登下校時などに、不審者から「声かけ・つきまとい・ちかん」等の被害を受けたりして、こどもたちが身の危険を感じたとき、一時的な避難場所として「こども 110 番の家」に駆け込み、住民が一時的に保護して警察に 110 番通報する制度です。

なお、犯罪だけでなく、いじめや自然災害によりこどもたちが被害を受ける場合も同じです。



こどもが「こども 110 番の家」に駆け込んできたとき…

1 こどもを家の中に入れて、玄関の鍵をかけてください

こどもが駆け込んできたとき、不審者(犯人)に追いかけて逃げてきたことを考え、すぐにこどもを家の中へ入れて、玄関の鍵をかけてください。

2 こどもを落ち着かせましょう

避難してきたこどもは、慌てて興奮しています。まず自分が落ち着いて、こどもに「もう大丈夫だよ。すぐに 110 番するから安心して」などと優しく声をかけて、こどもを落ち着かせてあげてください。

3 何があったか落ち着いて聞き取りましょう

どんな理由で避難してきたのか確認してください。

- ・知らない人に声をかけられた、つきまとわれた
- ・ちかんにあった
- ・車に乗せられそうになった

など、こどもの話をよく聞いて内容を確認し、落ち着いて 110 番通報するなどの行動をしてください。

110 番通報の要領

110 番通報するときは、落ち着いて警察官の質問に答えてください。

警察官がお聞きする内容は、おおむね下記のとおりです。

	【例】
1 なにがありましたか？	「こどもがちかんにあいました」
2 どこであいましたか？	「〇〇公園内です」
3 いつごろですか？	「今から 5 分前くらいです」
4 犯人は？	「〇〇歳くらいの男で、北の方向へ逃げました」 「身長は…」「服装は…」「乗っていたものは…」
5 あなたの住所・氏名は？	「私は…」
6 こどもの住所・氏名は？	「こどもは…」

110 番通報が終われば…

110 番通報が終われば、警察官が到着するまで、こどもを落ち着かせたまま待たせてください。駆けつけた警察官が直接こどもから話を聞きます。

事件の疑いがない場合

こどもが「お腹が痛い」「電話を貸して」などの事件ではない理由で駆け込んできたときでも、思いやりを持って、親切に接してあげてください。

設置状況の点検

「こども 110 番の家」の表示位置は、こどもの目線から見て分かりやすい位置に設置してください。通学路から見えやすいか、植木の陰に隠れていないかなどの点検をお願いします。

地域で団結して

- 公園、空き地、人通りが少ない路地などで、一人遊びをしているこどもをみかけたときは、見守ってあげてください。
- こどもの様子をうかがったり、車の中からこどもに話しかけるなどの不審者を見つけた時は、こどもの安全を確保して、すぐに警察へ連絡してください。
- 不審者が車等でこどもを連れ去ろうとしているのを見つけたときは、大声で近くの人に知らせるとともに、110 番通報してください。

命を守る約束「いかのおすし一人前」

しらないひと人にはついていかない
しらないひとのくるまにのらない
こわいときは「たすけて！」とおおごえをだす
そのばからすぐになげる
ちかくのおとなにしらせる
一人であそばない
でかける前におうちのひとに「だれと」「どこへ」いくのかをいう



問い合わせ先
河合町教育委員会
☎ 0745(57)2271